第81回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時: 平成30年10月12日(金) 10:04~12:00

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔提案募集検討専門部会〕髙橋滋部会長(司会)、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬德幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成30年の提案募集方式に係る重点事項について(関係府省からのヒアリング)

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 13:農地中間管理事業に係る制度の見直し(農林水産省)>

(髙橋部会長) 具体的な方向性は少しでも明らかにならないか。例えば業務委託などについては廃止していくというような方向性は、今はお約束していただけないか。

(農林水産省) どういう内容、方向性で検討していくかという議論を始めようとしている段階であり、特定の方向をこの場で申し上げることは非常に難しい。ただ、我々も御指摘の点については問題意識として持っており、 現場からいただいている御意見も踏まえながら検討していきたい。

(髙橋部会長) スケジュール的にはいかがか。

(農林水産省) 今は事務的に検討しているステージで、この後、与党なりとの調整が始まる。早くても今月下旬、場合によっては11 月ぐらいからの検討になる。ただ、来年の通常国会に法案を提出するなら、年内には方向性を大体固め、それに沿って法制的な作業を進めるというスケジュール感になろうかと思う。

(髙橋部会長) 承知した。思いは伝わっていると思うので、ぜひ具体化していただきたいと思う。内容的にも事務局とよく調整し、ここまで来ましたという話は事務局に情報提供していただき、くれぐれも地方負担がかえって増えるような方向性にはならないようお願いしたい。事務局との十分な意見交換はしていただけるということでよろしいか。

(農林水産省) 然り。事務局とも意見交換をさせていただきたい。

(勢一構成員) ぜひよろしくお願いしたい。手続として1点申し上げさせていただく。提案募集方式の手続は毎年度行っており、1年単位で地方からいただいた御提案について、真摯に議論をして、一定の結論を得るという仕組みでやっている。今回はもともと法改正を予定して、準備をされていたということは重々承知しているが、本来の検討に先立って本提案があり、スケジュールとしてはこちらのほうがかなり早くスタートしている。今回のように、本体の改正とあわせて議論をする対応は他府省でもたくさんあるが、こちらの手続のほうが先に始まっており、さらに1年単位という点を踏まえていただくと、これから検討しますだけではなくて、方向性を可能な限り早い段階でお示しいただくのが提案団体との関係では真摯な対応だと思うので、ぜひその辺はお酌み取りのうえお願いしたい。

(農林水産省)御指摘はよくわかるが、法律でやること、運用でやること、いろいろある。中間管理機構の制度については、政府の活力創造本部において毎年評価を受け、運用で対応するものについては、そこで見直しをしていく。あるいは制度については、5年後見直しという法律上のたてつけにもなっているため、法改正をしなければできないものについては、その際にということにならざるを得ない。これまでも現場サイドから、手続についてこういうやり方があるのではないか、などいろいろな意見が出てきて、例えば公募・縦覧の仕組みについても、県の公報だと非常に時間がかかるものをホームページに掲載するとか、できる範囲内での改善措置をとってきた。もともと検証し、その上で見直すとされていたため、そういったスケジュールの中で検討させていただきたい。もちろん、我々としても意見をキャッチボールしながら進めていきたい。

(髙橋部会長) 1ページから2ページに書いてあることは全て御承知の上で検討を進めますとおっしゃっていただいているため、こちらの思いは十分伝わっていると思う。そこはぜひおろそかにしないようにお願いしたい

し、負担がない手続をお考えいただければありがたい。そこは十分踏まえてということでよろしいか。

(農林水産省) 重ねて申し上げるが、我々としても直接、現場からいろんな声を伺っており、こういった内容も 含まれていると思っている。

(髙橋部会長) 承知した。引き続き、ぜひともよろしくお願いする。

<通番6:放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し(厚生労働省)> (髙橋部会長)具体的に調査には、どのぐらいの時間をかけるのか。

(厚生労働省) 放課後等デイサービスの実態あるいは二一ズ等についての調査研究事業という形で実施する。これから公募の手続を経るため、平成31年度の調査事業の中で、なるべく早い時期に調査結果を取りまとめ、平成31年の秋ごろを目指して調査結果をまとめていくことを念頭に進めたい。

(髙橋部会長) 結論は、来年度にはめどが出るということでよろしいか。

(厚生労働省) 平成31年度には結論を出していきたい。

(伊藤構成員) ニーズの調査はありがたいが、他方で提案団体は現実に困っている方がいて、切迫した状況である。例えば、専修学校というカテゴリーで、前倒しで対象とするという措置は難しいか。

(厚生労働省) まさに現場で通うことができないでいるお子さんにとって、そういう思いがあるのはよく理解できる。ただ、この放課後等デイサービスは平成24年の法改正でスタートして以降、事業所の数が急速に増えた。そういう中で、提供されるサービスの中身についても議論が結構あり、それに合わせて施設基準の見直しや、あるいは今年の4月からの報酬改定の中で通学児童の障害の程度に応じた形で報酬の見直しをしたりと、制度の見直しをやってきて、様々な評価や声がある。

そういう中で対象児童の拡大という、また別途の見直しをかけるということでもあり、急いでやるべきという御趣旨はよくわかるが、やはり私どもとしては、説明責任を果たしていけるような材料を、エビデンスをきちんと得ながら進めていきたいと思っている。

(勢一構成員)専修学校に通う児童さん以外の部分についても対象を御検討いただくというお話があったが、具体的にどういう範囲でというところはお示しいただけるか。

(厚生労働省) 結局、1条校に対象児童を限定していることの妥当性があるかどうかが議論の焦点だったと思うが、そういうことで考えたときに、まず1条校以外の学校ということで考えると、専修学校と各種学校があるだろう。それから、御家庭の事情で学校に通えない状況にある、あるいは本人が学校に行きたくないという状況に陥っている場合もあるだろう。そういうところを視野に入れたニーズ調査をすべきだろうと思っている。学校に通う年齢以上の年齢層でのいろんな発達、訓練のあり方に考え方としては議論が及ぶのかなと。

そうすると、仮に今の1条校に通う児童の放課後や夏休みの長期休暇等の時間帯をカバーすることを念頭に置いている放課後等デイサービスの法律上の規定の仕方も、例えば不登校児童も念頭に置いたときに、今のままでいいのかというところも少し考えなければいけないだろうとも思っており、対象拡大の場合に対象としてあり得る幅広い方々を頭に置きながら調査をさせていただきたいと思っている。

(髙橋部会長) 1条校の児童とそれ以外の児童について、割合は大体わかるのか。

(厚生労働省) 現時点では、はっきりとした数はわからない。推計値等も、今のところは持ち合わせていない。 (髙橋部会長) それでは、しっかり来年に向けて制度設計していただいて、来年、調査の結果を出していただい て、その上でまた議論したいと思う。

<通番27:マイナンバーによる情報連携の項目追加等について(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)>

①生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加

(髙橋部会長) なるべく迅速かつ効率的にという話だが、この具体的な中身はどのようにお考えか。

(厚生労働省) 現在、社会・援護局保護課長より、生活保護法に基づく調査については、厚生労働省労働基準局 へ照会をする旨の通知を出しているが、徹底されていない点があると考えている。労働基準監督署に照会をしている自治体があるようなので、厚生労働省労働基準局に照会していただくということを再徹底することと、 現在は様式が定まっていないが、自治体のほうでも、あるいは回答する労災部署のほうでも、個人情報を出す ということになると、やはり決裁をとることになるので、様式が定まっていたほうが早く回答を出せるため、 そういうところも含めて、今、関係部局で検討している。また、社会・援護局では各地方公共団体とブロック

会議を実施しているので、そういうところで意見も聞きながら、今、検討を進めている状況である。

(髙橋部会長) 通知に基づく制度だから、御省で書式も統一できるということか。

(厚生労働省) 結局、本省の労働基準局労災保険業務課で照会を受けているので、そこでいただく照会様式が統一されたら非常に早くできるのではないかと思っている。

(髙橋部会長) 誰が統一するのか。本省の労災保険業務課で統一するということか。

(厚生労働省) 各福祉事務所あるいは生活保護部局に対する指導は社会・援護局のほうでやっているので、社会・援護局と労災部署、つまり照会を受けて回答するほうと、両方で今、協議をして検討している状況である。

(髙橋部会長) 社会・援護局のほうで御課がつくられた書式の普及を徹底するという話か。

(厚生労働省)様式をどちらでつくるかというのは、そこまで決まっていないが、いずれにせよ、統一的なものを作って、地方公共団体側のほうも、あるいは照会を受ける側のほうも迅速・効率的にやっていくということを検討しているところである。

(髙橋部会長)理解した。あとは、通知の中身を徹底していただくということか。

(厚生労働省) 然り。

(髙橋部会長) その手段として、どういう形でお考えか。

(厚生労働省) 今ほどもちょっと申し上げたが、社会・援護局のほうで地方公共団体の生活保護の部局とブロック会議などを全国で実施しているので、そのような場で意見を吸い上げて、また、新しく通知がなされれば、 当然、徹底をさせていただくということだと考えている。

(伊藤構成員) 御対応いただけるということだが、具体的にはいつごろまでにということはお考えか。

(厚生労働省)生活保護の実務を毎年、年度途中で変更しても地方公共団体のほうが混乱するので、大体年度末ぐらいに一旦、全国会議というものを開催して、本件にかかわらず年間通して、もっと改善していい実務上の話とか、そういったところをまとめて新年度からスタートできるようにというふうにしているので、これについてもそういったスケジュール感で対応できたらなと思う。そのため、年度内には何とか対応できるようにしていきたいと考えている。

(髙橋部会長) 年度内に対応ということで理解した。

②指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加 (髙橋部会長)システム改修という話だが、これに類したシステム改修について、近々は想定され得ないのか。 (厚生労働省)直近の改正は、実は今、走っており、来年には改修を終了するというスケジュールだが、それに は乗せられない状況ではないかと思っている。その次になると、現状ではいつというのがなかなか申し上げに くい状況である。

(髙橋部会長) そうすると、それは提案が遅過ぎたということか。

(厚生労働省) 提案が遅過ぎたというタイミングと、やはり制度の中身があるので、また別途、難病法の見直しそのものも再来年度には実施する予定である。そういう大きなフレームワークの中でそういう事務手続を解消していくということも検討すべきではないかと私どもとしては思っているが、いずれにしても、現行の制度を前提としたシステムを組むとかなり複雑になり、事務負担も残ってしまうというところもあるので、そういうところを想定に勘案しながら、保険者あるいは地方公共団体と相談しながら、より効率的なシステムについて考えていきたい。

(伊藤構成員)要するに、現状の郵送を使った仕組みにかわる仕組みがまだ想定できず、具体的にちょっと詰め切れていないというのが現状なのか。

(厚生労働省) 然り。

(髙橋部会長) これはシステム次第なのではないかという気はしないでもないが、大規模改修は大体何年ぐらい のスパンでやっているのか。

(厚生労働省) 都道府県と保険者と、これは要するに2つのシステムの見直しをしていかなければいけなくて、より大きくなるのは保険者側のシステムであるというふうに考えている。その上で、これは保険者側のシステムも、大きく言うと2つのシステムの見直しが必要であると思っており、1つ目は保険者みずからが持っている、いわゆる基幹システムである。被保険者の情報とか、そういうものを管理している情報のシステムと、もう一つは中間サーバーを経由して情報連携をするということを考えているので、その場合には中間サーバー側のシステム改修が必要になるというふうに、保険者側も大きくは2つのシステム改修が必要になるということ

である。その上で、まず中間サーバーのほうについては、スケジュールで申し上げると、今、保険者側のほうで中間サーバーの、これは別の要請ではあるが、中間サーバーの見直しの検討作業を進めているところであり、ただ、基幹システムのほうについては、それぞれ保険者に、例えば健保組合は 1,400 あるが、それぞれの健保組合によってシステムのベンダーも異なってくるということになる。システムの更改時期は一律に、この時期というのがなかなか決まってはいなくて、そのサイクルに合わせようと思うと、順次、保険者のほうでやっていくことになる。スケジュールだけで申し上げると、そういう概況になっているということである。

(髙橋部会長)健康保険も将来的にマイナンバーを使えるようにするということを考えているということか。

(内閣府) 保険の事務は既にマイナンバーが入っている。だから、マイナンバーを入れる、入れないではなくて、 所得区分という情報がそもそもマイナンバーの情報連携に対してなっていないので、保険者が所得区分という 情報が今、どういうふうになっているのかは把握していないが、情報を、被保険者はみんなマイナンバーがつ いているので、マイナンバーで引っ張り出して、それを中間サーバーに入れるという改修が要ることを説明し ている。

(髙橋部会長) 既に導入されているから、基本的にマイナンバー関係では改修する必要がないということか。 (内閣府) マイナンバー関係でというか、要するに情報連携するためにはそもそもマイナンバーにひもづくよう な符号をつけて中間サーバーに入れて、それと情報連携するスタイルなので、中間サーバーに符号をつけて入れるというところは改修が必要であるということと、それから多分、保険者によってどういうシステムになっているのか、把握していないが、保険者側から中間サーバーに入れるための、保険者側のシステムの改修が要るということにはなる。だから、それをどういうタイミングでどうやるのかというのは、保険者のシステムがどうなっているかというのはわからないので、私どもからは何ともわからないという感じである。

(髙橋部会長) マイナンバー関係で保険者に補助を出しているとか、そういうことはないのか。

(内閣府) 保険者のものは、マイナンバー関係で改修するときは一応、2分の1ぐらいはやっていたが、全部が全部やっているかというと、結局、それが最終的にどうなっているか、はっきりはわからない。

(厚生労働省)保険者によって、これは保険者の種別によっても変わってきて、要するに国保と健保だと補助のあり方がちょっと変わったりしているが、基本、マイナンバーの中間サーバーをつくったときとかは国費で補助をやったりということをやっており、今後見直していくときにどうするかというところは、また財政当局等とかとの調整になってこようかと思う。

(髙橋部会長) そういう制度整備についての、中間サーバーをつくるために財政補助もあり得べしということは無理なのか。中間サーバーに保険者側からアクセスするところのシステム改修については、なるべく補助を出して、早く、ある年度までには改修してもらうということは考えられないのか。

(厚生労働省)まず、先ほど申し上げたように、保険者側が実際に申請された方の所得区分を保険者側のシステムでフラグを立てるか何かでちゃんと把握をして、管理をして、その人の所得区分の変更が入った場合には、それを中間サーバーのほうに送るための情報をつくるというシステム改修が一つ必要になってくる。これはそれぞれの保険者側のシステムの改修になるので、当然、一定のコストがかかるが、これに対して国費として補助できるかどうか。これはもちろん、財政当局との調整だが、一般論で申し上げれば、これまでの経緯を考えると、国保とか後期高齢者広域連合といった、どちらかというと財政力が弱い保険者に対しては一定程度、補助、助成というものは認められてきているが、健保組合のような、どちらかというと相対的に財政力がそれなりにある保険者に対しては、なかなか国費助成は厳しいものがあるのではないかと考えている。もう一つ、中間サーバー側の、受け手となる側の、先ほど内閣府がおっしゃられたとおりだが、所得区分情報をいわば受け入れるための一定の改修ということがまた必要になってくるわけで、それについては、今、まさに中間サーバー自体の見直し作業を行っているので、タイミングが合えば、要するに、そこにあわせて行っていくことは、検討の余地はあるのではないかと思う。

(髙橋部会長)全く不可能という話ではなくて、ちょっと長い、3年や5年でやるという取り組みもある。そういう意味では長いタイムスパンで、こういう点があるので、いろんな改修のタイミングを見計らって入れていただくことは可能なのではないかなと思う。そういうことはお考えになり得ないか。

(厚生労働省) 私どもとしても、全く都道府県の事務を考えたときに、何もやらなくていいと思っているわけではなくて、何らかの対応が必要だと思っている。フローができ上がれば、それに伴ったシステム改修をタイミングに合わせてやるということもあり、そもそもフローを見直すということもやっていきたいと思っているので、いずれにしても保険者や、あるいは都道府県等と御相談させていただきながら、円滑で効率的な事務につ

いては引き続き考えていきたい。

(髙橋部会長) スケジュール感はいかがか。

(厚生労働省) これについては、前回も髙橋先生からも御指摘いただいたのだが、現時点でこの時期と確約する のはなかなか難しいタイミングだと思っており、いずれにしても、タイミングを見計らって対応していくということについては検討していきたいと思っているところである。

(髙橋部会長) 理解した。事務局とよく表現ぶり等を調整いただければと思うので、引き続きよろしくお願いする。

<通番 30:郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し(内閣府、総務省)> (髙橋部会長)提案の前段であるが、本人限定郵便で本人以外が受け取ることはあり得るのか。

(総務省) 顔写真入りの証明書で本人かどうかを確認したり、あるいは顔写真のない証明書だと2点以上の証明書を確認したりしているので、基本的には本人以外の方が受けていることはない。

(髙橋部会長)マイナンバーカードは当然、本人に送られるが、制度上本人に到達するという制度的な保証はあるか。

(総務省) 顔写真のない証明書であれば2点の証明書の確認という説明をさせていただいたが、確実にその人の顔と、マイナンバーカードに添付された顔写真と、例えば他の、運転免許証等の顔写真が合っているか確認する。つまり通常であれば本人が出頭していますから、その出頭されている人の顔を確認することになるので、提案の前段については、とにかく顔が確認できないのということが大きな問題だと思っている。

(髙橋部会長) 提案の後段の、郵便局方式の件だが、現在、マイナンバーカードの交付の際の顔写真の確認は、 例えば臨時職員とか嘱託員でもできるというシステムになっているのではないか。

(総務省) 臨時職員だとしても、公務員としての身分で、市区町村の窓口という場で交付するとともに、臨時職員を監督している人がいて、複数で本人確認を行っている。

(髙橋部会長) 臨時職員や嘱託員は、いわゆる一般職ではなく、特別職の公務員か。

(総務省) 一般職である。

(髙橋部会長) 臨時職員はそうだが、嘱託員は違うのではないか。地方公務員法第3条3項に規定された特別職 だと思うが。

(総務省) いずれにしても、市町村長のもとで事務を行っているということになる。

(髙橋部会長) 地方公務員法上の、いわゆる守秘義務について、特別職だったら外れているのではないか。そういった、地方公務員法上の特別な規律に服さない人でも現状ではやらせているということか。

(総務省) 市町村長のもとで、然り。

(髙橋部会長) そうすると例えば、法律改正をして、特別にこの事務に従事する郵便局員についてだけ、みなし 公務員にするという制度を考えるのも無理か。

(総務省) 検討していないが、市町村長のもとでしっかりと、権限を持って仕事をしているということがポイン トだと思う。

(髙橋部会長) 指揮監督下に置くということは、何らかの特別な位置づけを法的に行えば不可能ではないのではないか。例えば委託契約のもとで必要な、契約法上の義務になるかもしれないが、その事務については必要な 指揮監督を受けるというものを郵便局長との間で締結し、委託契約上の義務として指揮監督下に置く等考えられないか

(総務省)実際、窓口において複数の職員が、市町村として、その人がその人であることを確認する行為であるので、そういう場所まで出向いていってもらって、やってもらっているということ。

(髙橋部会長) 場所は関係ないと思う。郵便局員について、この事務に限り、特別な取り扱いを法律上与えることはできないかという話をしている。

(総務省) 例えば今の郵政窓口事務委託法においても、住民票をそのまま手渡しするなどの事実行為だけをしてもらっている。一方、本人を認証・確認する行為であるマイナンバーカードの本人確認を実施させるためにはかなり郵便局に管理監督を及ばせる必要があると考えられ、例えば何か間違えたときに強く規制をするとか、監督に直接入るとか、しなければならないと考える。地方独立行政法人法において今回、窓口関連業務を地独法に委託できるようになったが、そのときにはかなり、何か違法行為があったときには直接出向いて行うというような、本当に堅い監督があるので、それが民間企業である郵便局が受け入れられるものなのか。普通の民

間企業と同じような状態のなか、マイナンバーカードの本人確認までを郵便局に任せるのは困難であると思っている。

(髙橋部会長) 今の社会状況の中、民間企業といっても、郵便局は地域における社会的な資源である。それを活用しないと、将来的な地方公共団体のあり方を御省で検討されている中、そういう方向に向かっていかないと、 行政機能を維持することができない時代になってくるのではないか。そのような意味で、今回の提案を御検討いただく余地はないか。

(総務省) その点については我々も問題意識を持っており、表現が適切かどうかはあるが、非常に重要なリソースと思っている。したがって、情報通信審議会でも今回回答させていただいた中で、いかに地方公共団体と郵便局が連携していくかという視点は持っており、本提案におけるマイナンバーカード交付の本人確認まで行うとなると、我々としては正直、ハードルはかなり高いと思っているのだが、それ以外の方法で、マイナンバーカード交付について御協力いただける部分については連携して、しっかりと検討していきたいと思っている。(伊藤構成員) 現状ではなかなか難しいということだが、将来的に郵便局のネットワークを活用する方向性自体はかなり考えなければいけないと思っている。本人確認の方法をかなり厳格にやる必要があるということだが、一方で、ゆうちょ銀行等も金融機関として本人確認はかなり厳格に行っており、民間の金融機関でもかなり厳格に行っているということがある。果たして現状の本人確認と、テレビ電話、あるいは顔認証の仕組みを使ったものとで、どちらの精度が高いかということは必ずしも一概には言えず、ICT の革新からすると、機械を使った顔認証のほうがきちんと本人確認ができる可能性も今後出てくる、あるいは現状そうかもしれないということがある。長期的にはその点を含めて、郵便局の窓口を活用することも含めて御検討いただく余地はないのかどうかということを、改めてお願いというか、御説明いただけないか。

(総務省) ある地方公共団体から、顔認証システムは、精度がまだ相当おぼつかないと伺っており、ハッキングの可能性なども否定できないということになると、これは非常に厳しいだろうと今のところは思っている。郵便局の活用という総論については、市町村行政において、ぜひ進めていく必要があるだろうと思っているが、確かな本人確認というものがこの仕組みの基本中の基本のところであるので、信用が失われるということになったら、本当に我々が目指しているものが実現できないということになり、本件についてまさにそういう厳しい点があるというところは御理解いただきたい。

(髙橋部会長) 精度という点でどちらがいいか悪いかというのは、難しい話だと思う。私も入試で写真照合を行うが、髪型が変わっていたり、眼鏡が変わっていたり、いろいろある。その本人確認について、何がしかの身分法上の措置や、業務指揮監督関係上の手当てができれば、提案内容を検討する方向はないのかというお願いをしている。ちなみに、ハッキングの可能性は本当にあるのか。よくわからないのだが、ハッキングの可能性というのは、郵便局にお願いしたらハッキングされるということか。

(総務省) 然り。ハッキングは、途中で映像が盗られるとか、ほかの映像が紛れ込まされるとか、そういうこと は当然、技術的にはあり得ることだと思っている

(髙橋部会長) つまり、それは市町村と郵便局でサーバー回線をつけるとハッキングされるということか。

(総務省)コストの関係もあるが、どういうところまでつくり込むかということにもかかわる。

(髙橋部会長) 市町村間だって、出張所の間でサーバーをつくっているのではないのか。

(総務省) もちろんあるが、システムである以上、その可能性もあるということを申し上げている。

(髙橋部会長)では、今でもハッキングの可能性はあるということか。

(総務省)マイナンバーカードの本人確認において、少なくとも顔写真を送り利用していることはないので、そ ういう意味で申し上げているだけである。

(髙橋部会長) 本庁と出張所の間では、顔写真のやりとりはしないということか。

(総務省) 顔写真のやりとりをするシーンは一般的にはあるとは思う。

(髙橋部会長)そうすると、ハッキングは理由にならないのではないかという話をしている。

(総務省) 市町村間はまさに公的なセクションとして、そういうネットワークを、しっかりとセキュリティーを つくって張っているが、郵便局との間でどこまでのネットワークを張ることができるのかということはまた別 の話になり、そこは一般的な話として言わせていただいているだけのことである。

(髙橋部会長) そういうシステム上の話なら、ハッキングは理由にならないと考える。お金の問題はあるかもしれないが、市町村並みのシステムをつくればよく、その辺りを鑑み、少しいろんな実験とかはできないものか。 市町村の職員が郵便局で本人確認を行って、住民が郵便局で交付を受けるという交付実験をするとか、そうい うものは考えられないか。一般職員の方が出向いていって、郵便局で本人確認をするという社会実験はできないか。

(総務省) 役場の職員が郵便局に出向いてということであれば、それは当然あり得ると思う。

(髙橋部会長) まだ閣議決定に向けて時間もあるので、事務局とヒアリングの結果を踏まえて調整していただければと思う。

(山野次長) 郵便部局からも来ていただいているが、マイナンバーカードの交付についてはトラストアンカーとして非常に重要性があるものであるということは、以前自治行政局サイドから話があったが、情報通信審議会での今後の検討において、検討の余地はあり得るということだと思うが、どういう形で検討が進められるのかということを、今の段階でおわかりになる範囲で教えていただけないか。

(総務省)情報通信審議会そのものは答申を今夏にいただいたので、そこで一旦は終了しているという形になっており、情報通信審議会で引き続き検討するということはないが、答申を受け、郵便局の活用と利用者の利便性向上のために郵便局をどのように活用できるか、その際に、地方公共団体の職員の減少などから、地方公共団体の業務受託といったものを既に一部やっているなか、それをさらに拡充するといったことはできないかということの提言を受けている。マイナンバーカードについても、それがもし可能となれば、利用者の利便性という観点からは、郵便局を活用していただいて利用者利便が高まるということは確かに喜ばしいことだと考えているが、一方、マイナンバーカード交付について制度上は、自治担当部局から回答しているとおり、委託が可能かどうかは所管部局できちんと判断していただくことが必要になるので、そこは我々としても関係部局と連携をしながら検討はしていきたいと思っている。

<通番29:マイナンバー利用と個人情報保護の両立(内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省)

①個人番号記載の住民票の取扱い

(伊藤構成員)確認だが、保険会社関係団体と協議の上、適切な対応をするということだが、基本的には今、生前というか、現状、保険契約をしている場合には、できるだけマイナンバーをとっていただきたい、ということか。それで、仮に亡くなってしまった場合であったら、それは本人のものはとれないという状況なので、そこは仕方がないというか、死亡者のマイナンバーを請求することはしなくてもいいという取扱いについて周知徹底するということでよろしいか。

(金融庁)金融庁としては、前段はもちろん、そのような方向性だと思うが、後段のほうは規制そのものを所管しているわけではないので、私どもとしてはあくまで、できるだけ生前の取得に努めていただくことが要請の主体になろうかと思う。それに至らなかった場合のそれらについては、金融庁のほうから申し上げることはできないと思う。

(伊藤構成員) ただ、現場では保険会社から言われたので、亡くなった親族のマイナンバーが欲しいと言って来たけれども、やはりとれないということなので、保険会社のほうでそのような要求をすること自体、それほど根拠がないというか、現状では必要ないということについて、何らかの周知なり方向性なりをお示しいただくことはできないか。

(金融庁) 私どもとしては、必要ないとまでは、規制の趣旨とか制度自体を、これは税法上の支払い調書を税務署に提出するときにそれが必要になってくるという規制なので、それが必要ないとまで金融監督当局としてはちょっと申し上げにくい。ただ、もし、その現場での取り扱いの中で、例えばそれがないと保険金が出ないとか、そのような誤解、認識があるのであれば、必ずしも現状、そういった取扱いは行われていないと保険会社のほうに確認しているので、その点は保険会社と確認するということはあろうかと思う。しかし、規制としては税法上の要請として、それがやらなければならないことなので、やらなくてもいいというふうに金融監督当局はちょっと申し上げにくいかと思う。

(伊藤構成員) 理解した。逆に、市町村の窓口レベルでそういったことがあったとしても、保険はおりないこと はないということを周知徹底できるような形で、ぜひ関係する府省間で連携して、周知徹底のあり方について、 御検討いただきたいと思う。

(金融庁) 承知した。

(髙橋部会長)国税庁としては、死亡者のマイナンバーは要らないという解釈でよろしいか。

(財務省) 先般、部会長から、死亡した人の保険受取金について、所得の帰属がないではないかというお話があ

ったのは、まさに所得税の世界ではそのようなことだと思う。ただ、これが必要になるのが相続税の場面である。相続税は保険契約者がみずからを被保険者として保険契約を締結して、みずからの死亡により相続人に死亡保険金が支払われるような場面がある。このような場面では、その死亡保険金は相続財産という形になる。そうなると、相続税というものは遺産総額をもとに計算することになるので、相続人ではなくて被相続人である亡くなった方、保険契約者の資産をより正確に把握する必要がある。そのためのマイナンバーによる名寄せが必要になるということで、相続での場面においては、保険契約者が亡くなった場合においても、マイナンバーがあると、それはマッチングができるので、その便宜は、税務の実務の中ではそのマッチングを利用しているということである。

(髙橋部会長) 提案は、保険金を受け取る人が本人か、それとも指定受取人かという区別はない話ではないか。

(浅野参事官) 提案団体の案件は、世帯が分離していて、直系のお子さんというか。

(髙橋部会長) その方が受取人か。

(浅野参事官) そのような形の事例である。

(髙橋部会長) その場合は要らないということか。

(財務省) いや、契約者の番号というものは、契約者というものが言うなれば死亡された方になる。被相続人である。だから、契約者がどれだけ財産全体として持っていたかというのを名寄せする必要があるということである。

(髙橋部会長)繰り返すが、受取人がみずから死亡した人、要するに自分を受取人にすれば相続財産になるのか。 (財務省) 然り。相続財産になる。

(髙橋部会長) だから、今、その話をされたのではないか。

(財務省) 受取人が例えば子供の場合でも、契約者が、お金を払った人が亡くなった被相続人であれば、それは 相続財産になる。

(髙橋部会長) 受取人は。

(財務省) 受取人は、相続財産を相続した人間になる。

(髙橋部会長) 死亡保険はそのような世界か。

(内閣府) 死亡保険は税法上、受取人が子供の場合は相続財産になる。親が払ったお金で子供が受け取っているから、それは相続財産にカウントされる。

(髙橋部会長) 税法上はそうなのか。

(内閣府) 然り。

(財務省) それで、被相続人の全体を把握しないと、税金がかかるかどうかというのは判断できなくなるという ことである。

(髙橋部会長)それは要するに、親族の場合はそうだが、例えば全然関係ない兄弟だったらどうなるのか。

(内閣府) 親子関係以外の場合も多分、全部相続人になる。

(髙橋部会長) 全部相続人になるのか。

(内閣府) 然り。

(髙橋部会長) そうすると、確かに相続税法上は要る。

(財務省) 然り。

(髙橋部会長)では、死亡者について、マイナンバーが要るのではないか。

(財務省)然り。

(髙橋部会長) そこは周知徹底していただくということか。

(財務省) 然り。

(髙橋部会長) 理解した。

(財務省) 心としては、あったら名寄せができるということである。

(髙橋部会長)では、周知徹底をお願いしたいと思う。

②マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化

(高橋部会長) 代理人というのはどこまでの範囲を想定しているのか。

(総務省)一応、御提案の内容が法定代理人、その中でも成年後見人となっているので、まずは成年後見人に直接交付することを検討したい。

(髙橋部会長) 法定代理人を一般までは広げないのか。

(総務省) まずは成年後見人と考えている。

(伊藤構成員) 成年後見人までということだが、実際には代理を認めてほしいというニーズ自体はかなり出てくると思うので、まずは成年後見人のところで制度化し、場合によってはニーズに応じて広げていく可能性もないわけではないという御趣旨と理解してよろしいか。

(総務省) 然り。

(髙橋部会長) では、そのような方向で今後御検討いただければと思う。

③住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

(高橋部会長)連絡文書を改正していただくということで受け取らせていただいた。これは大体、いつぐらいまでに発出していただけるのか。

(総務省) 年内めどで考えたい。

(髙橋部会長) 各省への調査のスケジュール感について、内閣府はどのぐらいを考えているか。

(内閣府) 現在、各省に死者のマイナンバーをとっている例はないかという照会をかけている。それで照会して、 どのようなものがあるか、まだ全然わからないので、少なくとも可及的速やかにやりたいと思っている。どの ようなものが出てくるかわからないので、確定的なことは言えないが、少なくともすぐ終わらせるようにした いと思う。

(髙橋部会長) 理解した。閣議決定には間に合うか。

(内閣府) 各省の出方次第である。どのような交渉になるか、まだわからないので、また事務局と相談させていただく。

(髙橋部会長)では、進捗状況について緊密に事務局と連携していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)